



離婚届

《届出に必要なもの》

- ・当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- ・協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年18歳以上2人）の署名のうえ、その他必要事項を記入し、届出してください。
- ・未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- ・調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日を含めて10日以内に届出をしてください。
- ・調停（裁判）離婚の場合は、届出時に調書の謄本・確定証明書が必要になります。
- ・外国籍の方が離婚する場合、国によって、手続方法が異なることがありますので、事前に市民課へご相談ください。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可書＞

運転免許証

マイナンバーカード

その他、・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

・健康保険証 ・資格確認書
・年金手帳 ・介護保険証
・顔写真付きの社員証、学生証など

- 代理人の方が手続きするときは
1. 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
 2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
 3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

離婚に関連するおもな手続き

分類	該当	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口	受付済
住所・戸籍		住所が変わる方	住所変更 （転入・転出・転居） ※転入・転出・転居のチェックシート もご確認ください		2 住所異動・印鑑登録	
		前配偶者と同居中で、生計を別になっている方	世帯分離			
		姓が変わる方で、マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	マイナンバーカード、住民基本台帳カードの氏名変更	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	1 マイナンバー	
		姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録が廃止されます			
		離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届 （戸籍法77条の2の届）	※受付窓口でご相談ください	2 戸籍の届出	
		お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子離縁届など	※受付窓口でご相談ください		
国民健康保険		国民健康保険に加入している方で、姓などに変更がある方	新しい資格確認書等の交付	変更前の資格確認書等	2 戸籍の届出	
		→限度額適用認定書、特定疾病療養受療証等をお持ちの場合	限度額適用認定書、特定疾病療養受療証等の変更	変更前の限度額適用認定書、特定疾病療養受療証等	5 国民健康保険	
後期高齢者医療		75歳以上の方または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方で姓などに変更がある方	新しい資格確認書等の交付	変更前の資格確認書、特定疾病療養受療証等	5 後期高齢者医療	
年金		国民年金第3号被保険者（配偶者の扶養に入っている方）	年金の種別変更（第3号被保険者から第1号被保険者へ変更）	・年金手帳または基礎年金番号通知書	5 国民年金	
		年金を受給中の方	年金の氏名変更 ※マイナンバーが収録されていない方のみ ※共済年金の方は共済組合へ届出 ※農業者年金の方は農協へ届出	・年金証書	5 国民年金	

※厚生年金等に加入しているかたの手続きは、勤務先や年金事務所等にご確認ください。

高 齢		姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の氏名変更 (保険証は後日郵送)	介護保険証	8 介護保険の相談	
障 害		障害者手帳をお持ちの方 (姓が変わる方)	各種手帳の氏名変更	・各種障害者手帳(身体・療育・精神) ・個人番号を確認する書類 (マイナン バーカード、通知カード等)	7 障害福祉の相談	
		→タクシー利用券・燃料費補助を受けている	タクシー券・燃料費補助の氏名変更			
		→重度心身障害者医療費受給資格を登録している	重度心身障害者の医療費助成の受給者 証の変更	・重度心身障害者医療費受給者証		
		→自立支援医療 (精神通院医療) の受給者証を所有している	受給者の氏名変更手続き	・自立支援医療 (精神通院医療) 受給 者証		
		→自立支援医療 (更生医療・育成医療) の受給者証を所有し ている	受給者の氏名変更手続き	・自立支援医療 (更生医療・育成医 療) 受給者証		
		→障害福祉サービスを利用している	受給者の氏名変更手続き	・該当する各種サービス受給者証 障害福祉サービス受給者証 通所受給者証 地域生活支援事業受給者証 障害児 (者) 生活サポート事業登 録利用者票		
		→在宅重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手 当または経過的福祉手当を受給している	受給者の氏名変更手続き			
		→生活サポートを利用している	氏名変更手続き	・生活サポート事業登録利用者票		
こ ど も		児童手当を受給していて、受給者が変わる方 (0歳～高校生年代)	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合 は、勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ※必要なものがそろっていても窓 口へお立ち寄りください	6 子育て支援・保育 園・学童保育室	
		こども医療費受給資格証をお持ちで 主たる生計維持者が変わる方 (0歳～高校生年代)	こども医療費助成の受給者証の変更・ 喪失	・こども医療費受給資格証 ・健康保険証または資格確認書、資格 情報のお知らせ、マイナポータルの資 格情報画面を印刷したもの等 (子) ・新たな受給者の通帳またはキャッ シュカード	6 子育て支援・保育 園・学童保育室	
		学童保育室に入室を希望する方	学童保育室の入室相談	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育 園・学童保育室	
		学童保育室に入室しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など		6 子育て支援・保育 園・学童保育室	
		保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育 園・学童保育室	
		保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など		6 子育て支援・保育 園・学童保育室	
	ひとり親家庭等		児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育 園・学童保育室	
			ひとり親家庭等医療費助成の相談・申 請	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育 園・学童保育室	
		小中学生のお子さんがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	※受付窓口又は市立小中学校にご相談 ください。	3 5 教育総務課	
		特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください	6 子育て支援・保育 園・学童保育室	
税 ・ 料 金		上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話またはホームページで手続きで きます	お客様センター (水道庁舎内) 048-577-7543	
		税や料金などの振替口座を変更する方	口座振替の変更	・キャッシュカード ・本人確認書類	4 税の相談	
そ の 他		市営住宅に入居を希望する方	市営住宅入居の申込み	※埼玉県住宅供給公社でご相談くだ さい	埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 048-577-6043	
		市営住宅の名義人が退去する	市営住宅入居承継の手続き			
		市営住宅を退去する方	市営住宅退去の手続き			
		市営住宅に同居する方	市営住宅同居の手続き			



TEL 048-571-1211 (代表)

開庁時間 あさ8時30分～17時15分(木曜のみ19時15分まで ※一部手続きを除く)
(土曜、日曜、祝日、年末年始の開庁日はお休みです。)

なお、支所では離婚届は受付けておりません。